		新令第三十五条の十八			第一項後段の規定により読み替えられる新令附則第一条の十第六条第一項
当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	同年四月及び五月	徴収取扱費基礎額	（以下この条		、当該各徴収取扱費算定期間内
当該徴収取扱費算定期間内	同年四月及び五月	当該徴収取扱費算定期間の次	同年六月から八月まで	平成二十八年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十八年四月及び五月の徴収取扱費基礎額	（次項